

## 2.0 国政調査権と司法権

司法に関しても、その制度や裁判の基本的な手続等法律によって規定されるべき事項は多く、また、裁判所の予算も国会の審議を受けるから、その意味では司法に関することも国政調査の対象となるということが出来る。

しかしながら、司法権の本質であり中核をなす裁判作用については、司法権の完全な独立が保障されており（憲法第76条）、国会の権能の外にあるから、裁判所の裁判権の行使に関して、司法の独立をいささかでも反するような国政調査を行うことは許されないと解される。そして、このことは、国会に属する事件についてはもたまりのこと、既に、裁判が確定した事件についても同様に解すべきであるし、また慣行としても確立されていると思われる。

次に、司法行政は、裁判作用そのものではないが、これと密接な関連を有していることから、司法行政も裁判所が独立して行うことが憲法上の建前とされている。この点で、一般の行政事務が内閣に属し、国会のコントロールの下にあるというのと性格を異にする面があり、法律の制定や予算、決算の審査に資するという観点からの調査は許されるが、裁判所の行う司法行政を監督するという立場から調査することはできないと解される。

## 1 8 国政調査権と守秘義務との関係

いわゆる国政調査権は、憲法第62条に由来するものであり、国政の全般にわたってその適正な行使が保障されなければならないことはいうまでもないところである。

一方、憲法第65条によって内閣に属することとされている行政権に属する公務の民主的かつ能率的な運営を確保するために、国家公務員には守秘義務が課されている。

そこで、国政調査権と国家公務員の守秘義務との間において調整を必要とする場合が生ずるが、~~国政調査権の行使は、常に一~~  
~~方から他方に優先を許すというふうなものでなく、国政調査権~~  
~~の行使に際して職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務~~  
~~に守られるべき公益と国政調査権の行使によって得~~  
~~られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することによ~~  
~~り決定されるべきものとする~~（国会法第104条の規定及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の規定も、この法理を基本として定められたものであると解される。）。

個々の事案について上記の判断をする場合において、国会と政府との見解が異なる場合が生ずることは避け得ないところであろうが、政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきであろう。

（昭49・12・23 参・予算委 政府統一見解と同旨）